

保護者の皆様

豊中市立東豊台小学校
校長 井関 一史

緊急時の措置について

緊急時の措置につきまして、下記によりお知らせいたします。かかる状況が生じた場合は、これにもとづいて対応していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1) 児童の登校前に、豊中市に「暴風警報」「暴風特別警報」「レベル3大雨警報」「レベル4大雨危険警報」「レベル5大雨特別警報」のいずれかが発令中の場合

- ①午前7時以降、午前10時までの間において、豊中市に前述の警報のいずれかが発令中の場合は、自宅待機をさせ、解除され次第安全に留意し登校させてください。
- ②午前10時以降においても、豊中市に前述の警報のいずれかが発令中である場合は、臨時休業とします。 ※午前10時に解除になった場合は登校させてください。
- ③学校教育活動を停止せざるを得ないと判断した場合、児童の安全確保に努め、即刻下校させるか学校に待機させるなどの適切な措置を講じます。

2) 地震発生の場合

- ①児童の登校前に、豊中市に震度5度以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。
なお、震度5未満であっても一定の被害が発生した場合は、「登校」か[自宅待機]の判断は保護者でお願いします。
- ②登校後に地震や火災が発生した場合は、児童を安全な場所に避難させ、保護・監督にあたりるとともに、通学路の安全や校内の被害状況等を点検し、下校させるか学校に待機させるなどの措置を講じます。

3) 不審者を確認した場合

- ①不審者を確認した場合、児童の安全確保に努め、保護・監督にあたります。また、状況によっては、裏面の「緊急時レベル別下校対応表」に則り、下校させるか学校に待機させるなどの適切な措置を講じます。

4) その他

- ①緊急時の対応にあたっては、児童の生命の安全確保を最優先します。
- ②保護者又はこれに代わる方が不在の場合でも、下校後の児童の対応については、ご近所や知り合いのご家庭にお願いするなどの方策を前もってお考えの上、「緊急時児童引渡しカード」にご記入ください。
- ③緊急時の対処の仕方について、ご家庭でもお子さんに登下校の仕方や留守の場合の行き先などについてお伝えください。
- ④児童の安全確保上の観点から保護者の判断で「登校」を見合わせた場合は、「欠席」ではなく「出席停止」扱いとします。
- ⑤午前10時までの間に警報が解除になった場合は、給食が実施されますので、通常通りの授業になります。
- ⑥緊急時の連絡は、保護者と学校の連絡ツール「コドモン」を使用します。

緊急時の下校の仕方につきましては、別紙「緊急時レベル別下校対応表」を掲載していますのでご確認ください。